

自民党PTの提言及び3月5日の「3年以内の見直し検討チーム」第二次報告を踏まえ、**現行の地域別のワーキングチームの取組を下記のとおり強化。**

<変更前>

ワーキングチーム

- 自治体、関係省庁の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について担当者間で検討

ワーキングチーム特別会合

- 自治体副知事及び各省庁指定職級が出席ワーキングチームで詰めた内容について参加者で確認

※ 26年9月に川内地域WTで開催

<活動内容>

- ◆ 関係省庁が関係自治体と一体となって、避難計画、地域防災計画の充実・強化を進めるため、原子力発電所が所在する13地域ごとに設置。
- ◆ 具体化、充実化が全体として図られた地域の緊急時対応については、原子力災害対策指針などに照らして「具体的で合理的」なものであることを、詳細に確認。
- ◆ 確認内容について、内閣府は、原子力防災会議に報告し、了承を求める。

<変更後>

地域原子力防災協議会

- 各自治体副知事及び各省庁指定職級が基本構成員
- 必要に応じ関係市町村や電力事業者も参加し、緊急時対応の確認等の重要事項を協議

作業部会

※従来のワーキングチームに相当

- 自治体、関係省庁の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について担当者間で検討
- 協議会の構成員を補佐

<変更内容>

- ◆ これまでの地域防災計画の策定支援等に加え、
 - ① 防災訓練の実施
 - ② 訓練結果からの反省点の抽出
 - ③ 更なる計画等の改善、
 を協議会の活動として追加。**各地域の原子力防災対策の継続的な充実強化を実現する改善のサイクルを導入。**
- ◆ 協議会本体を開催した場合には、議事要旨を公表。



防災基本計画にも明確に位置付け、各地域においてしっかりと定着

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- (3) 協議会では、道府県が(2)により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- (4) 協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- (5) (3)に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照して行う。

(別紙1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。

平成 27 年 6 月 15 日

浜岡地域原子力災害広域避難計画の策定状況

静岡県危機管理部原子力安全対策課

1 概要

静岡県及び関係 11 市町の地域防災計画（原子力災害対策の巻、原子力災害対策編）に基づき、浜岡原子力発電所における原子力災害を想定した広域避難計画（以下「浜岡地域原子力災害広域避難計画」という。）について、地域原子力防災協議会（事務局：内閣府）の支援、周辺都県の協力の下、静岡県、関係市町が連携し、策定に取り組んでいる。

2 策定方針

- ・ 浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）にかかる 11 市町の住民を避難計画の対象とする。（平成 26 年 4 月 1 日現在の 11 市町の人口は約 94.6 万人。）
- ・ 大規模地震との複合災害も考慮し、避難計画対象者全員について、あらかじめ避難先の市町村を定めておく。

3 避難先の確保

（1）県内の避難先の確保

平成 25 年度に照会した県内市町の避難者の受入可能数を踏まえ、県と避難元市町とで避難先を検討し、県内の市町と避難者受入れの協議を進めており、概ね避難先が固まっている。

（2）県外の避難先の確保

- ① 平成 25 年度から、個別、又は内閣府が設置した浜岡地域ワーキングチーム※を通じ周辺都県と協議を重ね、避難者受入れ留意点等を設定し、内閣府から避難者受入可能人数を照会した。

※ 平成 25 年 9 月から、内閣府が原子力発電所の所在する地域毎にワーキングチームを設置し、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援している。ワーキングチームは、平成 27 年 3 月に「地域原子力防災協議会」に改組した。

- ② 都県の避難者受入可能数を踏まえ、県と関係 11 市町で避難先を検討し、各都県と避難者受入の協議を進めている。

4 避難退域時検査場所の確保

避難には、避難者の放射性物質の汚染検査や除染を実施する「避難退域時検査場所」の設置が不可欠であり、候補地の確保に向けて県内市町、関係機関と協議を行っている。

5 浜岡地域原子力災害広域避難計画の構成と内容

浜岡地域原子力災害広域避難計画は、以下の構成とする予定であり、現時点で検討を進めている具体的な内容は「別添 浜岡地域原子力災害広域避難計画の内容」のとおりである。

- (1) 総則
- (2) 防護措置の判断基準とその内容
- (3) 避難の単位
- (4) 避難先
- (5) 避難経路
- (6) 避難手段
- (7) 避難退域時検査及び除染
- (8) 安定ヨウ素剤の配布・服用
- (9) 要配慮者の防護措置

別添 浜岡地域原子力災害広域避難計画の内容

1 総 則

(1) 目 的

本計画は、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻第2章第8節の規定に基づき、中部電力株式会社浜岡原子力発電所（以下「発電所」という。）における原子力災害に備え、原子力災害対策重点区域に係る市町の住民避難等の防護措置を円滑に実施するため、防護措置の種類、避難先・避難経路、避難手段等について定めるものである。

なお、防護措置の実施体制や通信連絡に関することについては、静岡県地域防災計画原子力災害対策の巻【静岡県防災会議】、原子力緊急事態等現地対応マニュアル（浜岡オフサイトセンター）【原子力規制庁浜岡原子力規制事務所】、静岡県原子力災害対策（警戒）本部運営要領【静岡県】等による。

(2) 発電所の概要

① 所在地

静岡県御前崎市佐倉5561

② 現況（平成27年4月1日現在） 表1のとおり

表1 浜岡原子力発電所の現況

区 分	1 号 機	2 号 機	3 号 機	4 号 機	5 号 機	備 考
運 転 状 況	廃止措置中		施設定期検査 中（平成22年 11月29日～）	施設定期検査 中（平成24年 1月25日～）	施設定期検査 中（平成24年 3月22日～）	
定格電気出力	54万kW	84万kW	110万kW	113.7万kW	138万kW	
営 業 運 転 開 始 日	昭和51年 3月17日	昭和53年 11月29日	昭和62年 8月28日	平成5年 9月3日	平成17年 1月18日	
使用済燃料プ ール貯蔵容量	0体	0体	3,134体	3,120体	3,696体	計9,950体
使用済燃料 保管体数※	0体	0体	2,060体 (764体)	1,977体 (764体)	2,527体 (872体)	計8,964体
運 転 終 了 日	平成21年1月30日					

※ 各号機の使用済燃料プール等での保管体数。括弧内は使用途中の燃料体数(外数)。

合計8,964体（うち使用済6,564体）。1体とは燃料集合体の数であり1体の燃料集合体には60～74本の燃料棒が含まれる。

(3) 原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域は、発電所から5km及び31kmを目安とし、静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻）により定めている。区域の種類及び範囲は表2及び図1のとおり。（以下、区域に係る11市町を「避難元市町」という。）

表2 浜岡原子力発電所周辺地域の原子力災害対策重点区域

区域の種類	区域の範囲
PAZ（予防的防護措置を準備する区域）	御前崎市の全域 牧之原市の一部
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）	牧之原市のPAZの範囲を除く全域 菊川市の全域 掛川市の全域 吉田町の全域 袋井市の全域 焼津市の全域 藤枝市の一部 島田市の一部 森町の一部 磐田市の一部

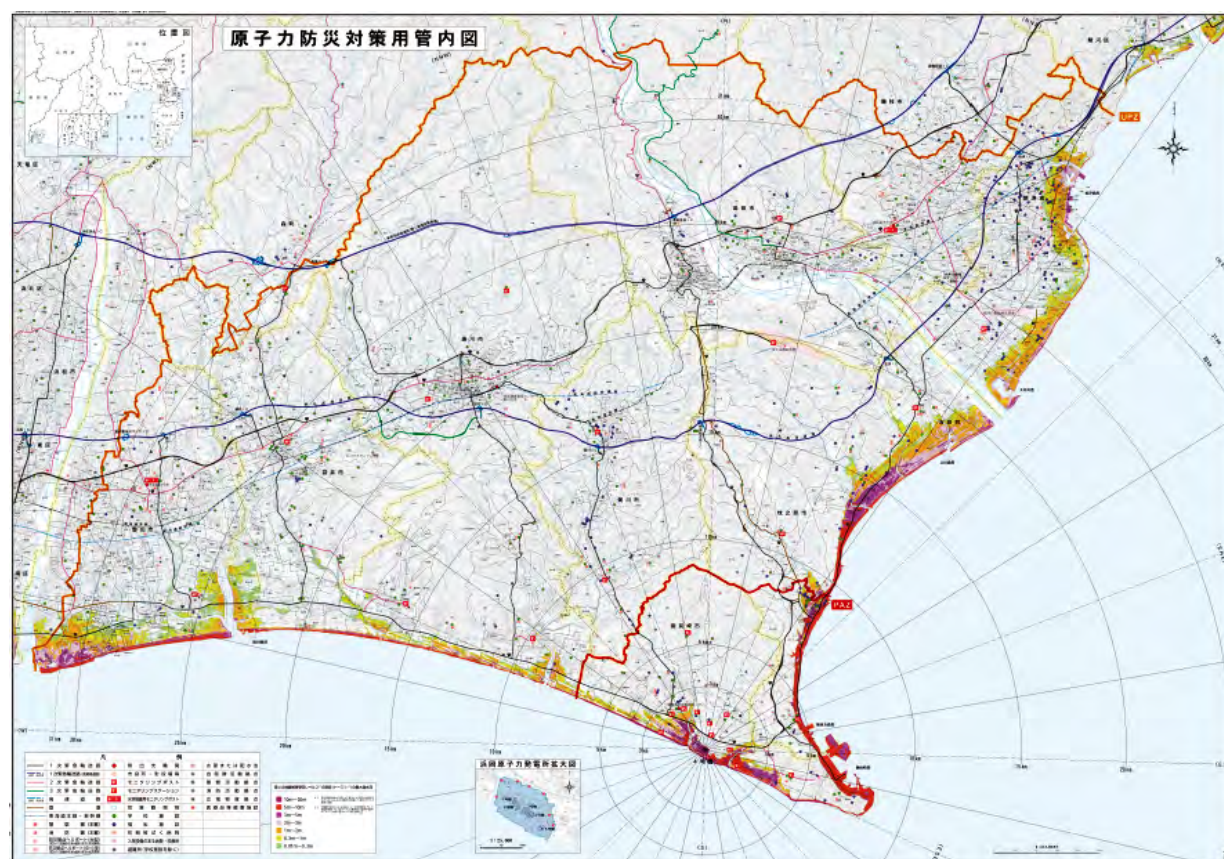


図1 原子力災害対策重点区域（PAZ、UPZ）

参考として、表3に発電所周辺地域の距離別・市町別の人口、表4に距離別・方位別の人口を示す。

表3 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・市町別の人口（平成26年4月1日現在）

市町名	PAZ圏内	PAZ + UPZ 圏内			11市町総人口
	(概ね0～5km)	(概ね0～10km)	(概ね0～20km)	(概ね0～31km)	
御前崎市	34,273	34,273	34,273	34,273	34,273
牧之原市	14,061	18,459	48,097	48,097	48,097
掛川市	—	9,896	55,753	117,865	117,865
菊川市	—	12,344	47,693	47,693	47,693
吉田町	—	—	28,707	29,916	29,916
袋井市	—	—	6,376	86,927	86,927
島田市	—	—	5,666	95,266	101,159
磐田市	—	—	—	125,974	170,754
焼津市	—	—	—	143,564	143,564
藤枝市	—	—	—	110,137	146,459
森町	—	—	—	3,631	19,404
合計	48,334	74,972	226,565	843,343	946,111

表4 浜岡原子力発電所周辺地域の距離別・方位別の人口（平成26年4月1日現在）

方位名	PAZ圏内	UPZ 圏内			PAZ+UPZ圏内
	(概ね0～5km)	(概ね5～10km)	(概ね10～20km)	(概ね20～31km)	(概ね0～31km)
東南東	9,288	—	—	—	9,288
東	3,358	—	—	—	3,358
東北東	5,144	—	—	—	5,144
北東	7,454	—	—	25,768	33,222
北北東	4,155	2,184	55,327	251,958	313,624
北	3,088	3,716	12,256	66,227	85,287
北北西	12,351	7,779	41,668	24,718	86,516
北西	3,496	6,160	23,344	92,317	125,317
西北西	—	6,799	18,826	151,076	176,701
西	—	—	—	4,897	4,897
合計	48,334	26,638	151,421	616,961	843,354

2 防護措置の判断基準とその内容

避難等の防護措置は、原子力災害対策指針（平成 27 年 4 月 22 日全部改正）に基づき、発電所の状況や放射線測定値等により国が判断し、国、県、避難元市町、事業者が連携し実施する。防護措置の判断基準とその内容は表 5 のとおりである。

表 5 防護措置の判断基準とその内容

防護措置の判断基準		防護措置の内容	
		PAZ	UPZ
※1 EAL に基づく 防護措置	警戒事態	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備	—
	施設敷地緊急事態 (特定事象通報時(原災法※3 10 条))	施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 住民等※4の避難準備	住民等の屋内退避準備
	全面緊急事態 (原子力緊急事態宣言発令時(原災法 15 条))	住民等の避難実施(一斉)	住民等の屋内退避
※2 OIL に基づく 防護措置	OIL 1 500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	—	基準に該当した区域の住民等の避難 (数時間内を目途に区域を特定し、速やかに(1 日を目安)避難を実施)
	OIL 2 20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)	—	基準に該当した区域の住民等の一時移転 (1 日以内を目途に区域を特定し、1 週間程度内に一時移転を実施)

※ 1 EAL：緊急時活動レベル

※ 2 OIL：運用上の介入レベル

※ 3 原災法：原子力災害対策特別措置法

※ 4 住民等：当該区域の住民及び旅行者など当該区域に存在する全ての人

3 避難の単位

〇 I Lに基づく避難を実施する範囲を迅速に決定するため、及び円滑な多段階避難を実施するため、県と避難元市町が連携し、UPZに係る市町内に避難の実施単位を設定する。(設定後は、別図表として示す。)

4 避難先

(1) 避難元市町毎の避難先

避難元市町毎の避難先を表6のとおり定める。なお、避難元市町の自治区等毎の避難先は、避難元市町の避難計画において定めるものとする。

避難の際には、原子力災害の状況(避難対象範囲、人数を含む)や地震・津波の被災状況等を踏まえ、避難予定先において受入れ可能かどうかを確認した上で、避難を実施するものとする。その際、まずは避難先(1)に避難できるかどうか、県原子力災害対策本部で、県内市町、関係県と調整し、避難先(1)に避難できない場合には、避難先(2)に避難する。

また、地震・津波の被災状況等により、避難先(2)にも避難できない場合は、政府原子力災害対策本部に全国規模の受入れ支援調整を要請する。

表6 避難元市町毎の避難先

(避難先に係る協議の進捗により、本表の内容を変更する場合がある。)

避難元 ^{※1}	避難先(1) (原子力災害が単独で発生した場合等)	避難先(2) (大規模地震との複合災害時などで避難先(1)に避難できない場合)
御前崎市 34,273人 (全域PAZ)	静岡県内(浜松市)	県外 ^{※2} (関東甲信地方)
吉田町 29,927人 (全域UPZ)	静岡県内(静岡市、富士宮市)	
島田市 101,159人 (UPZ 95,266人)	静岡県内(静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町)	
牧之原市 48,097人 (PAZ 14,061人 UPZ 34,036人)	県外 ^{※2} (関東甲信地方)	
藤枝市 146,459人 (UPZ 110,137人)	静岡県内(三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市)及び県外 ^{※2} (関東甲信地方)を候補として2市の避難先について調整中	
焼津市 143,564人 (全域UPZ)		
菊川市 47,693人 (全域UPZ)	静岡県内(浜松市、湖西市)、 県外 ^{※2} (東海地方)	県外 ^{※2} (北陸地方)
掛川市 117,865人 (全域UPZ)	県外 ^{※2} (東海地方)	
袋井市 86,927人 (全域UPZ)		
磐田市 170,754人 (UPZ 125,974人)		
森町 19,404人 (UPZ 3,631人)	静岡県内(森町内)	静岡県内(森町内)
計 946,122人 (UPZ 843,354)		

※1 人口は平成26年4月1日現在

※2 県外の避難先については、東海地方の県(愛知県、岐阜県、三重県)、北陸地方の県(富山県、石川県、福井県)、関東甲信地方の都県(群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)と協議中

(2) 避難先に示している留意点

避難者の受入れの協議にあたって、周辺都県、市町村に対し、以下の留意点を提示している。

- ① 避難所は、原則、避難先市町村が指定する避難所とする。
- ② 原則として、学校については体育館のみとし、その他の公共施設（公民館等）は全施設とする。但し、その他の公共施設については、規模や各施設の管理形態等により、避難先として除外することができる。
- ③ 避難者の受入れ期間は、原則1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転等について静岡県、国により調整する。
- ④ 避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は避難先市町村で対応するものとするが、できる限り速やかに避難元市町に引き継ぐものとする。
- ⑤ 避難退域時検査及び除染、又は汚染していないことの証明は、静岡県内で行うものとする。
- ⑥ 避難所の受入れ可能人数の算定にあたっては、原則、避難先都県、避難先市町村の基準を用いるものとする。その基準が無い場合は、一人あたり3m²（有効面積）を目安とする。
- ⑦ 食料や資機材については、原則、避難元で準備する（避難者が調達する、避難元市が調達する等）こととし、避難先市町村であらためて備蓄をしていただくことはない。なお、初動対応時において、既存の備蓄等の範囲の中で、避難先市町村に協力いただいた場合、避難元で費用の負担をするものとする（原子力損害の賠償に関する法律を活用）。

5 避難経路

(1) 主な避難経路

避難元から避難先への主な避難経路は、原則、別表1のとおりとする。ただし、道路の状況（地震等の被害、交通規制の状況等）を考慮し、関係機関が調整の上、決定するものとする。

(2) 避難元市町内の避難経路

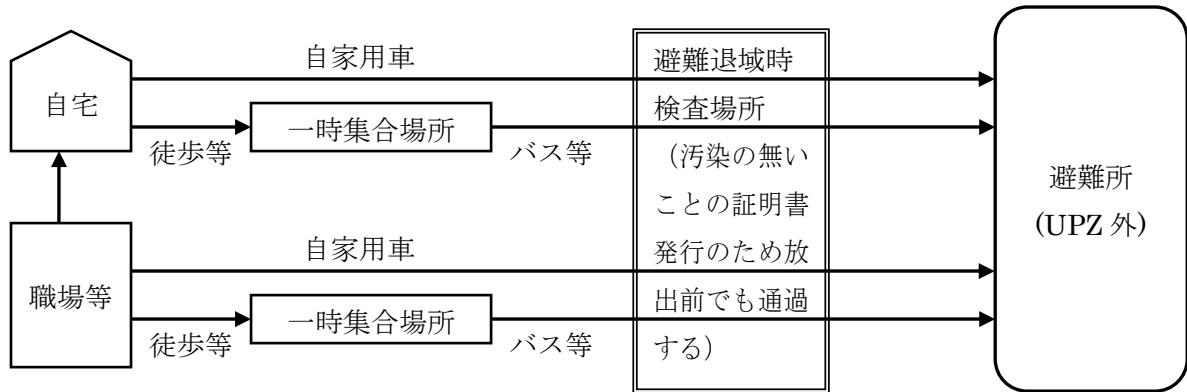
避難元市町内の避難経路は、バス等による避難のための一時集合場所とともに、避難元市町の避難計画において設定するものとする。

6 避難手段

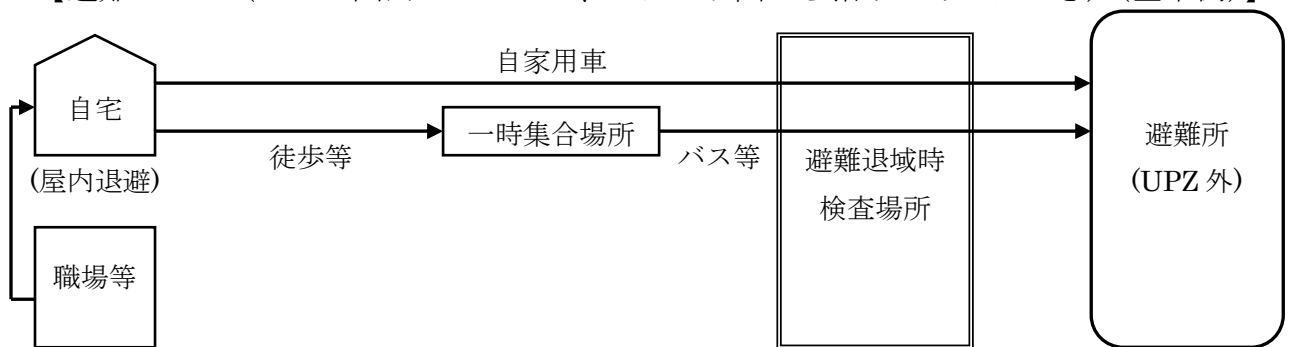
避難手段は、原則、自家用車とし、また、要配慮者や自家用車を持たない世帯等に対応するため、あるいは避難時間短縮等のため、バス等を使用する。

国、県及び避難元市町は、輸送関係機関と協議し、避難手段の確保に努める。

【避難フロー（PAZ圏内）（基本例）】



【避難フロー（UPZ圏内でOIL1、2により国から指示があったとき）（基本例）】



7 避難退域時検査及び除染

(1) 検査場所

避難退域時検査及び除染は、UPZ外の静岡県内で実施する。避難者の人数や避難ルートを検討し、UPZ外の東側、西側それぞれ5箇所以上、計10箇所以上の検査場所を確保する。(現在、県有施設の使用について県関係部局と協議するとともに、UPZの周辺市、関係機関等と施設の使用について協議中。確定後は、施設名、管理者、住所を一覧表に記載する。)

(2) 実施方法

「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(平成27年3月31日):原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課」に準拠し、GMサーベイメーター、体表面汚染モニタなどの測定器を使い、40,000cpm(OIL4の基準値)を超えた場合、簡易除染を行い、汚染のないことの証明書を発行する。

8 安定ヨウ素剤の配布・服用

放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐため、原則として、原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国又は地方公共団体の指示に基づいて、安定ヨウ素剤を服用するものとする。

(1) PAZ圏内

PAZにおいては、全面緊急事態に至った時点で、直ちに、避難と安定ヨウ素剤の服用について国又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示

に従い服用するものとする。

ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、3歳未満の乳幼児及び当該乳幼児の保護者等については、安定ヨウ素剤を服用する必要性のない段階である施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。

(2) UPZ圏内

UPZにおいては、全面緊急事態に至った後に、発電所の状況や緊急時モニタリング結果等に応じて、避難や一時移転等と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用について、原子力規制委員会が必要性を判断し、国又は地方公共団体が指示を出すため、原則として、その指示に従い服用するものとする。

9 要配慮者等の防護措置

(1) 病院の入院患者の防護措置

①PAZ内の病院

警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、患者の避難の準備（避難先の確保、症例に適した避難手段の判断、避難手段の確保など）を始める。

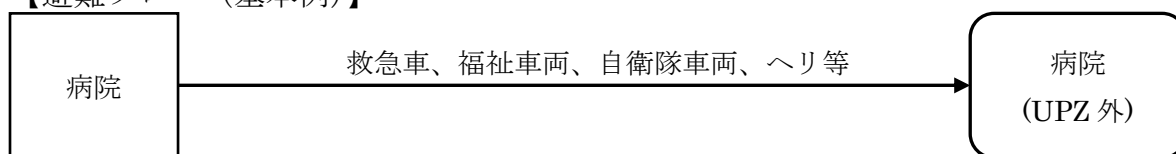
施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、患者の避難を実施する。

なお、放射線防護対策を実施した施設は表7のとおり。

表7 放射線防護施設（病院）

施設名	施設管理者	住所	備考
御前崎総合病院	御前崎市	御前崎市池新田 2060	

【避難フロー（基本例）】

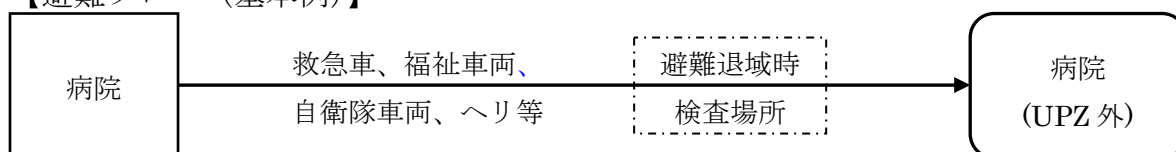


②UPZ内の病院

全面緊急事態となり、屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、避難の準備（症例に適した避難手段の判断、避難手段の確保等。）を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、患者の避難を実施する。

【避難フロー（基本例）】



(2) 社会福祉施設の入所者の防護措置

① P A Z 内の施設

警戒事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備が発出されたときには、入所者の避難の準備（避難先の確保、入所者個々に適した避難手段の判断、避難手段の確保など）を始める。

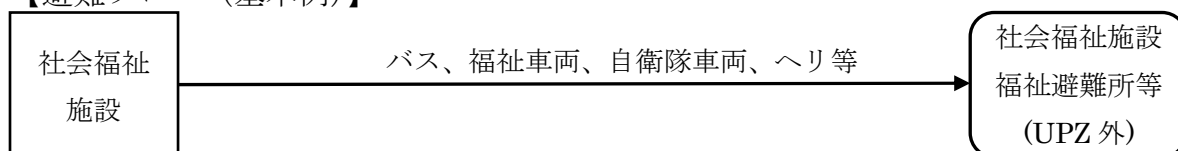
施設敷地緊急事態となり、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

なお、放射線防護対策を実施した施設は表 8 のとおり。

表 8 放射線防護施設（社会福祉施設）

施設名	施設管理者	住所	備考
東海清風園	社会福祉法人賛育会	御前崎市池新田 4094	
灯光園	社会福祉法人御前崎厚生会	御前崎市御前崎 35-37	

【避難フロー（基本例）】

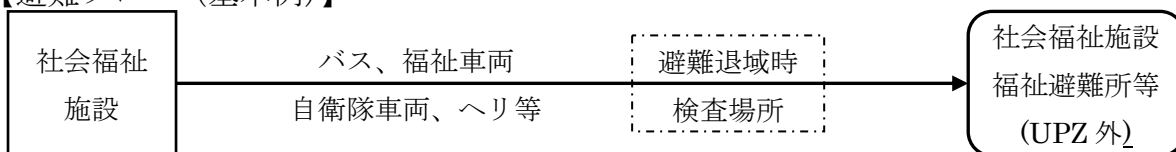


② U P Z 内の施設

全面緊急事態の際に屋内退避の指示が発出されたときには、屋内退避を実施し、避難の準備（避難先の確保、入所者個々に適した避難手段の判断、避難手段の確保など）を始める。

放射性物質が漏洩し、避難指示又は一時移転の指示が発出されたときには、適切な搬送体制が整ってから、入所者の避難を実施する。

【避難フロー（基本例）】



(3) 在宅の要配慮者の防護措置

表 6 に示す避難先に、家族とともに避難することを原則とし、避難元県及び市町は、必要に応じて、避難先の資機材の整備等必要な配慮を行うものとする。

また、要配慮者等の一時避難場所として、放射線防護対策を実施した施設は、表 9 のとおり。

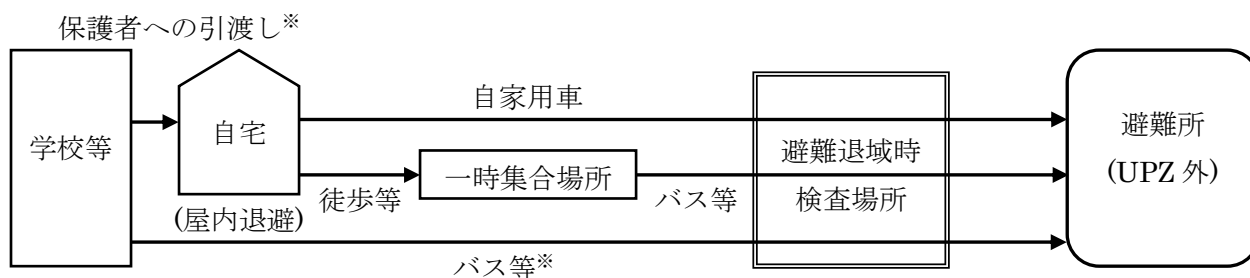
表 9 放射線防護施設（公民館）

施設名	施設管理者	住所	備考
白羽公民館	御前崎市	御前崎市御前崎 5403-20	

(4) 学校等の防護措置

P A Z、U P Zそれぞれの防護措置の特徴を勘案し、県が別に定めるマニュアル等により、生徒等が在校しているときの学校等毎の避難等の防護措置について定めるものとする。

【学校等の避難フロー（P A Z・U P Z 共通）（基本例）】



※ 保護者への引渡しを原則とするが、市町の指示によりバス等による避難もありうる。

10 屋内退避施設等の放射線防護対策

原子力災害時に早期の避難が困難な要配慮者の屋内退避施設や、市町災害拠点施設について、放射性物質の侵入を防護するための設備（窓の気密化、空気中の放射性物質の除去、フィルターの設置等）の設置を進めている。

別表1 主な避難経路

避難元市町	避難元市町内の主な幹線道路	避難退域時 検査場所	避難先
吉田町	国道 150 号→静岡市内 県道 34 号→東名（吉田 IC） 県道 230 号→東名（吉田 IC）	静岡市内	静岡県内（静岡市、富士宮市） 県外（関東甲信地方）
島田市	国道 1 号→静岡市内 国道 473 号→新東名（島田金谷 IC） 県道 81 号→新東名（藤枝岡部 IC） 県道 64 号→新東名（島田金谷 IC） 県道 34 号→東名（吉田 IC） 県道 77 号→川根本町・静岡市	静岡市内	静岡県内（静岡市、川根本町、 富士市、沼津市、長泉町、清水町、 函南町、伊豆の国市、伊豆市、下 田市、東伊豆町、河津町、松崎町、 西伊豆町、南伊豆町） 県外（関東甲信地方）
牧之原市	国道 150 号→東名（吉田 IC）又は静岡市内 国道 473 号→東名（相良牧之原 IC） 県道 235 号→東名（相良牧之原 IC） 県道 233 号→新東名（島田金谷 IC）	静岡市内	県外（関東甲信地方）
藤枝市	国道 1 号→静岡市内 県道 81 号→新東名（藤枝岡部 IC）	静岡市内	静岡県内（三島市、裾野市、御殿 場市、小山町、熱海市、伊東市） 県外（関東甲信地方）
焼津市	国道 150 号→静岡市内 県道 81 号→東名（焼津 IC） 県道 416 号→東名（焼津 IC） 県道 31 号→東名（焼津 IC）	静岡市内	
御前崎市	国道 473 号→東名（相良牧之原 IC） 県道 242 号→東名（相良牧之原 IC） 県道 37 号→東名（菊川 IC）	浜松市内	静岡県内（浜松市） 県外（関東甲信地方）
菊川市	県道 37 号→東名（菊川 IC） 県道 245 号→東名（菊川 IC） 県道 242 号→東名（相良牧之原 IC）	浜松市内	静岡県内（浜松市、湖西市） 県外（東海地方） 県外（北陸地方）
掛川市	国道 1 号→浜松市内 県道 38 号→東名（掛川 IC） 県道 403 号→東名（掛川 IC） 県道 40 号→新東名（森掛川 IC） 国道 150 号→浜松市内	浜松市内	県外（東海地方） 県外（北陸地方）
袋井市	国道 1 号→浜松市内 県道 61 号→浜松市内 県道 41 号→東名（袋井 IC） 県道 257 号→東名（袋井 IC） 県道 58 号→新東名（森掛川 IC）	浜松市内	県外（東海地方） 県外（北陸地方）

避難元市町	避難元市町内の主な幹線道路	避難退域時 検査場所	避難先
袋井市 (前頁の続き)	県道 279 号→新東名 (遠州森町 SIC) 国道 150 号→浜松市内	浜松市内	県外 (東海地方) 県外 (北陸地方)
磐田市	国道 1 号→浜松市内 県道 43 号→東名 (磐田 IC) 県道 283 号→東名 (磐田 IC) 県道 61 号→浜松市内 県道 284 号→浜松市内 県道 374 号→浜松市内 国道 150 号→浜松市内	浜松市内	県外 (東海地方) 県外 (北陸地方)
森町	県道 40 号 県道 58 号	森町内	静岡県内 (森町内)

(参考) 静岡県内 (周辺) の主な幹線道路

分類	道路名	区間
原子力災害重点区域 を通る道路	東名高速道路	愛知県 — 東京都
	新東名高速道路	浜松市 — 御殿場市
	国道 1 号	大阪府 — 東京都
	国道 150 号	浜松市 — 静岡市
	国道 473 号	御前崎市 — 川根本町
東方の道路	国道 52 号	静岡市 — 山梨県
	国道 139 号	富士市 — 山梨県
	国道 138 号	御殿場市 — 山梨県
	国道 246 号	沼津市 — 東京都
	国道 414 号	沼津市 — 下田市
	国道 135 号	小田原市 — 下田市
	国道 136 号	三島市 — 下田市
伊豆縦貫自動車道	沼津市 — 下田市 (予定区間を含む)	
西方の道路	三遠南信自動車道	浜松市 — 愛知県
	国道 151 号	愛知県 — 長野県
	国道 152 号	浜松市 — 長野県
	国道 362 号	静岡市 — 愛知県
	国道 301 号	浜松市 — 愛知県
	国道 257 号	浜松市 — 岐阜県

浜岡地域原子力災害広域避難計画の避難先に関する各都県との協議状況（平成27年6月15日現在）

静岡県危機管理部原子力安全対策課

都県名	避難元市町（単独・複合）	協議状況	主な課題、意見	状況
愛知県	菊川市、掛川市（単独）	12月8日に両県・2市で協議 愛知県が市町村に説明、調整中	自家用車避難を前提に再度市町村に受入れを依頼中	協議中
岐阜県	磐田市（単独）	12月19日に両県・磐田市で協議	避難計画公表の手段の明確化	協議中
三重県	袋井市（単独）	12月19日に両県・袋井市で協議 両県で課題検討中	市町村への協議に向け、検討中	協議中
神奈川県	焼津市、藤枝市（単独）	1月9日、3月2日に両県で協議 両県で課題検討中	バス等による避難計画（自家用車は避難経由地まで）、 備蓄の考え方の検討・説明が必要	協議中
山梨県	牧之原市（単独）	1月26日に両県・牧之原市で協議 3月5日に山梨県から市町村に説明 山梨県が市町と調整中	市町村への振り分け、その説明方法を山梨県で検討し、 市町村に受入を依頼。要配慮者（在宅）は、別の避難所 とすることを検討	協議中
長野県	御前崎市、牧之原市（PAZ） （複合）	9月16日に両県で協議（WT前） 2月16日に両県で協議 長野県が4月30日に市町村に説明（静岡県同 席）、受入れ可能数をあらためて照会中	地震被害想定（H27.3月公表予定）を反映し、あらため て市町村に受入れの意向を確認することが必要	協議中
群馬県	吉田町、牧之原市（UPZ） （複合）	12月25日に両県・吉田町で協議 市町村への説明について検討中	自家用車避難を前提に再度受入れを市町村に依頼予定 （茨城県からも依頼有）	協議中
埼玉県	焼津市、藤枝市（複合）	12月18日に両県で協議 市町村への説明について検討中	自家用車避難を前提に再度受入れを市町村に依頼予定 （茨城県からも依頼有）	協議中
東京都	島田市（複合）	11月19日に都県・島田市で協議 静岡県から1月5日に区市町村調整案を提出 区市町村への説明について検討中	スクリーニングの実効性や協議決着の形（協定等）の説 明、各都県から意見への回答の整理が必要	協議中
富山県	菊川市、掛川市（複合）	1月7日に両県・2市で協議 1月9日に富山県から市町に説明 富山県が市町と調整中	避難計画、協定等のイメージを早く示すことが必要	協議中
石川県	磐田市（複合）	1月27日に両県・磐田市で協議 静岡県から6月5日に市町村調整案を提出	協議のゴールとステップを示すことが必要	協議中
福井県	袋井市（複合）	1月6日に両県・袋井市で協議 福井県が市町村に説明、調整中	受入れられなかった場合のバックアップの方法・体制の 検討	協議中

各都県からの意見・質問（主な共通事項）への回答案

第 1 回浜岡地域協議会作業部会 (H27. 6. 15)

番号	意見等	回答案
1	実際に災害が発生し、受入要請があった場合でも、各避難所の状況等を勘案し、協議・調整する必要がある。	原子力災害が発生し、避難が必要となった際は、都県を通じ市町村に避難の可否を確認した上、避難を実施することになります。受入れ困難であった場合は、静岡県において受入れ支援先を調整、さらに困難な状況であれば、政府原子力災害対策本部において、全国規模の受入れ支援調整を実施することになります。
2	地震等複合した災害の被害状況により受け入れられなかった場合の対応（バックアップの方法やしきみ）について内閣府と検討し、市町にも説明できる形で提示して欲しい。	原子力災害が発生し、避難が必要となった際は、都県を通じ市町村に避難の可否を確認した上、避難を実施することになります。受入れ困難であった場合は、静岡県において受入れ支援先を調整、さらに困難な状況であれば、政府原子力災害対策本部において、全国規模の受入れ支援調整を実施することになります。
3	多くの市町村の担当部局からは、施設管理者（特に学校を所管する教育委員会）との調整は、国等からの協力依頼（例えば文部科学省から各県又は市町村教育委員会への協力依頼など）がないと困難との意見が寄せられておりますので、この対応についてご検討をお願いします。	教育施設を含め、避難先として想定されている施設について協力依頼先を整理し、必要に応じて内閣府を通じて関係省庁等に協力依頼をすることを検討します。
4	受入れ可能施設については現在、長期避難（原発等による避難）は想定していないため避難所の改修、備蓄等の整備を検討していかなければならない。	一般災害に備えた現有施設を避難所として活用させていただくことを考えており、改修や備蓄をしていただくことは考えておりません。
5	避難所への食料、資機材等の備蓄の考え方について、より具体的に示して欲しい（備蓄の必要性、実施主体、スペースの確保等を含め負担にならないこと）。	食料や資機材については、原則、避難者が持参することとしますが、避難所開設時の初動体制において、備蓄品等が緊急的に必要となる場合が考えられますので、可能な範囲の中で御協力をお願いしたいと考えています。当県の避難者の受入れのため、あらためて備蓄をしていただくことは考えておりません。それ以降については、避難側で準備する（避難者が調達する、避難元市が調達等）こととします。なお、受入れ市町村に御協力いただいた備蓄品等については避難側で費用の負担をさせていただきます。

番号	意見等	回答案
6	緊急輸送路となる高速道路をどのように誘導するのか。	今後の作業部会において、関係省庁、機関と検討していきます。
7	スクリーニングを静岡県内で確実に実施することについては、具体的な実施体制を説明しないと納得しないと思われる。	スクリーニング（避難退域時検査）については、現在、内閣府、県内市町（UPZ外）、原子力事業者の協力の下、静岡県で実施計画を策定中である。策定中の計画の概要は以下のとおりです。①UPZに隣接する県内市町内に、東西それぞれ5箇所程度、合計10箇所程度のスクリーニングポイント候補地（公共施設、高速道路サービスエリア等）を設定する。②放射線測定器及び防護服等の資機材については、静岡県において一定数を整備済み（GM式サーベイメータ130台等）。今後、必要数を原子力事業者の協力、国からの支援も含め確保する。③人員については、静岡県、県内病院等の職員及び原子力事業者（中部電力及び他電力会社の応援）職員により実施する体制であり、必要に応じ、国が支援することとなっている。④原子力災害時、避難者は、必ず静岡県が設置するスクリーニングポイントを経由し、汚染検査（スクリーニング）、汚染があった場合は除染を実施し、避難先に向かう計画とする。その際、静岡県は、避難者にスクリーニング証明書を発行する。
8	スクリーニング検査を漏れた避難者への対応はどうか。	スクリーニング（避難退域時検査）の必要性やスクリーニングポイントで検査済証を渡すことなどを、住民に周知、徹底し、検査漏れを無くよう努めます。
9	高齢者、乳幼児、障害者、透析患者等の要配慮者への対応はどのように考えているのか（避難行動要支援者名簿の提供等は考えているのか）。	国、県等の支援を受け、避難元市町により対応する体制を構築します。
10	避難所の準備や計画策定にかかる、受入県、市町村に対する財政支援を求められないか。	平成27年度の原子力発電施設等緊急時安全対策交付金（内閣府所管、立地周辺道府県に交付）に、広域避難に関する調査等事業の実施のため、立地周辺県から受入都県へ調査費を交付するメニューが追加される予定です。

番号	意見等	回答案
11	原子力災害については、受け入れる自治体も知識や対策が十分ではない。発生した災害の程度や避難の期間、被災者の生活支援など被災した県、市町村からの適格な情報伝達、情報公開や受け入れる自治体との十分な情報共有が必要。	避難計画書、協定等で、避難の基本的な事項や情報伝達体制等について、協議の上、定めていきます。
12	浜岡原発が被災すれば、当県にも一定の被害は想定されるのではないか？（放射性プルームの影響等）	国が定めた原子力災害対策指針においては、避難が必要となる可能性があり避難計画を策定する必要がある区域は、原子力発電所から概ね30kmとされています。30km圏外については、あらかじめ範囲を設定する必要はなく、事故後に状況に応じて国が屋内退避等を指示する方向で検討されていると聞いています。また、平成24年10月に原子力規制委員会が公表した、浜岡原子力発電所で福島第一原子力発電所の事故と同程度の放射性物質が放出された場合の拡散シミュレーションによると、避難が必要となる区域は、最も遠くまで影響がある方向で、浜岡原子力発電所から30.9kmとなっています。
13	市区町村には、協議のゴールの形を聞かれると考えられるため、統一的な方法を準備しておいて欲しい。例えば、避難受入の覚書（案）を統一で作っておいて、まずは、市町村同士で結ぶ、その後、受入市区町村の地域防災計画（又は下部規定）に受入を位置づけるようにしてはどうか。	他地域の例を踏まえ、①広域避難計画を関係都県・市町村への意見照会の上、決定・公表、②静岡県と受入都県との間で協定を締結、③避難元・避難先市町村間での覚書や協定等の締結促進という、手順を進めたいと考えています。
14	今後、市町村に説明するにも、県として検討するにも、避難計画書、協定等の最終的に公表される姿を見せてもらう必要がある。早めに示して欲しい。	避難計画（素案）を示します。協定については、先行して広域避難計画を進められている県（島根県、福井県等）の例を参考に検討します。

※ 1 自家用車避難に伴う駐車スペースの確保については、多くの都県から御意見をいただいておりますが、避難者数や受入地域の実情等各都県で状況が異なることから、共通事項に含めておりません。

※ 2 同様の趣旨の御意見については、記載の御意見にて代表されていただいております。

浜岡地域原子力災害広域避難計画(県避難計画)に係る今後の検討の進め方

資料4

